

令和5年度(2023年度)ヒグマ地域個体群生息数推定調査に係る
ヘア・トラップ設置及び試料採取等現地作業委託業務処理要領(案)

第1 目的

この要領は北海道(以下「委託者」という。)が、〇〇〇〇〇(以下「受託者」という。)に委託する「ヒグマ地域個体群生息数推定調査に係るヘア・トラップ設置及び試料採取等現地作業」に関する業務(以下「委託業務」という。)の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 業務場所

北海道渡島総合振興局管内(松前町)及び北海道檜山振興局管内(上ノ国町)の別添位置図のうち、ヘア・トラップ設置位置の上ノ国町管内1~5番、7番、8番、14番~26番、32番、33番(22カ所)及び松前町管内36番~42番、44番、46~49番、51番、52番(14カ所)の合計36カ所。(ヘア・トラップ設置位置及び設置数は、現地の状況により若干の変動があり得る。)

なお、1~26番については、道道石崎松前線を上ノ国町側からのみ車両による通行が可能であり、37~49番については、五番沢林道に通じる大鴨津川沿いの道からのみ車両による通行が可能である。

第3 業務内容及び実施方法

本業務では、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所(以下「道総研」という。)」職員による技術指導、助言等を得ながら、指定する調査地点(約36箇所)にヘア・トラップ(道及び道総研が貸し出す自動撮影カメラ付き含む)を設置、その後、適切な管理体制のもと各トラップを計画的(1セッションに必ず1回)に見回り、試料(ヒグマの毛)回収、ヒグマ誘引のための揮発性腐食防止剤(クレオソート等(具体的には、道総研の指示する薬剤を使用))の塗布等を行う。回収した試料については分析機関である道総研あてに定期的(1セッション回収後指定日まで)に送付する。調査期間終了後、本調査は令和6年度以降も実施予定であることから、木杭及び樹脂ポールは撤収せず自動撮影カメラ及び有刺鉄線のみ撤収し、指示する場所に保管するものとするが、使用不能となった木杭、樹脂ポール及び有刺鉄線については適切に廃棄処分を行う。

なお、具体的な設置箇所及び調査手法等は(別添1)「令和5年度ヒグマ地域個体群生息数推定現地調査ヘア・トラップ管理手順書(以下、「手順書」)」によることとし、現地作業実施にあたっては(別添2)「ヒグマ地域個体群生息数推定調査携帯用マニュアル【01ヘア・トラップ設置用】」、(別添3)「同【02見回り・回収用】」、(別添4)「同【03撤収用】」(以下、「マニュアル」という。)に基づくほか、次に掲げる業務を行うものとする。

1 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条により提出する「業務処理計画書(任意様式)」については、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載することとし、契約締結後速やかに業務担当員に提出すること。

2 現地調査作業計画の策定

令和4年度に実施した事前調査結果をもとに、道総研担当者、業務担当員と確認・調整を行いながら「現地調査作業計画(任意様式)」を策定すること。同作業計画においては、作業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、撤去資材の処理方法等を記載すること。なお次の点に留意すること。

(1) 作業内容

各作業スケジュール、調査体制など実作業に関する具体的事項を記載すること。

(2) 安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた体制等を記載すること。

(3) 関連する法令・規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容(申請先及び必要書類等)を記載すること。

(4) 撤去資材の処理方法等

調査終了後に撤去したヘア・トラップ資材の処理方法等について記載すること。

(別紙)

なお、本調査は令和6年度以降も実施予定であることから、木杭及び樹脂ポールは撤収せず自動撮影カメラ及び有刺鉄線のみ撤収することとし、指示する場所に保管するものとする。

ただし、使用不能となった木杭、樹脂ポール及び有刺鉄線については適切に廃棄処分を行う。

3 現地調査作業の実施及び注意事項等

2で定めた現地調査作業計画に基づき作業を行うこと。なお、作業実施状況に応じ変更する必要があるときは、業務担当員と事前に協議すること。

現地調査作業の終了後は、設置した工作物等がある場合は速やかに撤去するとともに、当該跡地を風致保護上支障のないよう整地等を行うこと。

4 作業日報の作成等

現地調査作業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、ヘア・トラップ番号、作業内容、SDカード交換内容及び試料回収状況について記載した「作業日報」を作成するとともに、作業を実施したヘア・トラップ毎に番号と人物が写り込んだ写真を撮影し「写真台紙」にとりまとめること。

なお作業日報は（別紙様式1～3）、写真台紙は（別紙様式4）を参考とすること。

各セッション作業終了後速やかに、当該セッションで回収した試料、SDカード及び作業日報（写し）について、分析機関である道総研担当職員宛に発送（郵送による）すること。

また、各セッションの試料回収状況について作業日報（写し）により、速やかに業務担当員にもメールもしくはFAX等により報告すること。

5 その他

(1) 道との連絡調整

現地調査作業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施すること。また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

(2) 安全管理体制の構築

2の(2)で定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。現地調査作業の実施にあたっては、あらかじめ調査場所、実施期間、調査内容を市町村等関係機関に周知すること。

また、現地調査作業の実施期間は、各実施場所への入り口等に立入禁止看板を設置するなど関係者以外の立入を規制すること。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は、初夏～初秋にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

(3) 腕章等の装着

現地調査作業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するとともに、使用する車両左右側面に「ヒグマ調査実施中」等の表示を行うこと。また、道有林、民有林等への立ち入りについては、入林許可書等を常に携行すること。

(4) 関係法令の遵守

道路交通法等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

(5) ヘア・トラップ調査資材及び物品等

業務実施にあたり、必要な資材、物品等の調達については契約金額内で対応すること。

(6) ヒグマへの対処

当該調査地は、ヒグマの生息地であるため道総研の指導を受け、必要な対応を行うこと。

第4 実績報告

1 実績報告書及び成果品の内容

委託契約書第12条第1項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、別記第14号様式により提出すること。また、成果品は下記2に基づき作成し、電子データ及び撮影写真を保存した

DVD-R等を添付して提出すること。提出の際にはその内容を説明すること。

2 成果品の仕様・体裁等

成果品はA4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して作成すること。なお、写真、図面等はカラーとすること。

成果品の作成に当たっては、現地調査作業の概要（試料回収結果、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、その他事業実施全体にあって支障となった点や要改善点等を記載すること。また、現地調査作業実施における明細（作業日・ヘア・トラップ設置場所毎の従事者数・試料採取数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、写真台紙を添付すること。

現地調査作業の実施に伴い撮影した写真は、成果品への使用の有無にかかわらず、DVD-R等に保存して提出すること。

なお、電子データは、Microsoft社 Windows10形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフト Just system 社一太郎（ファイル形式は一太郎 2010 以下）又は Microsoft社 Word（ファイル形式は Word2011 以下）、表計算ソフト Microsoft社 Excel（ファイル形式は Excel2011 以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

3 納入期限

令和5年9月29日（金）

4 データ等の公開

業務の実施により得られた情報及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

第5 その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。